

災害発生情報の発令と警戒レベルの導入

背景

平成30年7月豪雨での被害等を踏まえ、平成31年3月に国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改正され、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとすることが示されたことから、出水期に向けて早急に対応する必要がある。

対応 1 : 避難勧告等の発令基準の変更

現在は、「避難勧告」の発令時点よりも、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要する場合に「避難指示(緊急)」を発令することとしているが、大雨に起因する災害が発生した場合については、新たに新設される「災害発生情報」を発令するよう変更する。

避難勧告等	現行	修正後
<u>災害発生情報</u>		<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を要すると認めるとき</u>
避難指示(緊急)	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	変更なし <u>(ただし、災害が発生した場合については、「災害発生情報」を発令する。)</u>
避難勧告	居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	変更なし
避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	変更なし

対応 2 : 避難勧告等発令時の警戒レベル付与

大雨に起因する避難勧告等の伝達内容に警戒レベルを追加する。

警戒レベル	避難勧告等
<u>警戒レベル5</u>	<u>災害発生情報</u>
<u>警戒レベル4</u>	避難指示(緊急)
	避難勧告
<u>警戒レベル3</u>	避難準備・高齢者等避難開始

河川氾濫による伝達文のイメージ (緊急速報メール)

こちらは仙台市です。…〇〇川で氾濫が発生したため、市内の一部に警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。対象地域の方は、命を守るための最善の行動をとってください。…対象地域等は、仙台市避難情報ウェブサイト等でご確認ください。